

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

出産育児一時金の額を見直すほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3
年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「第36条」を「第36条ただし書」に改める。

第8条の2第2項中「第6条第15項」を「第6条第16項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第7条第1項ただし書及び第8条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。